

福井県の部制に関する条例の一部改正について

平成15年、16年度における各種施策の進展に伴い、新幹線など総合的な交通網の整備や原子力エネルギー対策の充実、県民の安全・安心の確保、健康長寿ふくいの推進などについてさらに具体化を促進するため、新たな段階での行政課題に即応し、部局の枠組みを超えた総合的な行政を推進する組織体制を整備する。

1 改正内容および理由

○ 総合政策部を設置

県政の総合的な企画やエネルギー対策、まちづくり、交通対策など部局を横断する政策課題に対して、県民の視点に立って政策を立案し、迅速な課題解決に当たるため、総合政策部を設置

○ 安全環境部を設置

危機対策や原子力安全対策など県民の安全・安心の確保と環境保全に重点的に取り組むため、安全環境部を設置

○ 福祉環境部を健康福祉部に改組

健康長寿ふくいの推進、次代を担う元気で意欲のある子どもを育てる施策の充実など、県民の健康と福祉をさらに充実させるため、福祉環境部を健康福祉部に改組

2 改正する条例の名称

部制に関する条例、手数料徴収条例、各種審議会条例等

3 施行日 平成17年4月1日

部制条例改正の概要

現行	改正	分掌事務
総務部	総務部	広報および広聴に関する事項 県の歳出歳入予算、税その他の財務に関する事項 職員の人事および研修に関する事項 地方分権および市町村行政一般に関する事項 統計および情報に関する事項 男女共同参画および県民活動に関する事項 前各号のほか他部の主管に属しない事項
	総合政策部	県政の総合的企画および調整に関する事項 議会に関する事項 交通対策に関する事項
県民生活部	安全環境部	消防および防災に関する事項 原子力安全対策に関する事項 県民の安全に関する事項 環境保全に関する事項
福祉環境部	健康福祉部	社会福祉に関する事項 社会保障に関する事項 保健衛生に関する事項
産業労働部	産業労働部	産業（農業、林業および水産業を除く。）に関する事項 企業立地に関する事項 科学技術に関する事項 観光および国際化に関する事項 労働に関する事項
農林水産部	農林水産部	農業、林業および水産業に関する事項 農地関係の調整に関する事項 土地改良に関する事項
土木部	土木部	道路および河川に関する事項 都市計画に関する事項 住宅および建築に関する事項 港湾その他土木に関する事項